

日本で働くを、もっと身近に!

STAYWORKER

各種サービス価格表

貴社の外国人雇用に関するトータルサポートをいたします。お気軽にお問い合わせください。

外国人材紹介サービス

アルバイト・パートのご紹介	
日本語能力N5～N4相当	60,000円(税別)
日本語能力N3相当	80,000円(税別)
日本語能力N2～N1相当	120,000円(税別)

正社員(特定技能1号)のご紹介*	
日本語能力N4相当以上	350,000円(税別)

※海外在住の人材の場合は、国によって別途費用が発生いたします

正社員(技術・人文知識・国際業務、46号特定活動、その他)のご紹介	
日本語能力N1相当	採用時想定年収の30%～(税別)

【日本語能力(JLPT)について】

- N1:** 幅広い場面で日本語を理解できビジネスにも通用するレベル
- N2:** 大学・専門学校進学に必要なレベル
- N3:** 日常的な場面で使われる日本語を、ある程度理解することが出来るレベル
- N4:** 基本的な日本語をある程度理解できるレベル
- N5:** 来日時(旅行時など)に最低限必要なレベル

特定技能受入機関申請取次サービス

申請取次費 **0円/人**

当社にて申請書類を確認後、双方でチェックを行い当社取次申請資格者が出入国在留管理庁へ提出いたします。特定技能支援委託契約企業のみ承ります。

※交通費等、実費相当費用のみをご請求させていただきます ※特定技能在留資格の取得を保証するものではありません

★オプションサービス：特定技能受入機関申請代行サービス(当社提携行政書士による書類作成を承ります)

新規申請代行費 **80,000円(税別)/人**
更新申請代行費 **50,000円(税別)/人**

※貴社と行政書士との直接契約となります ※交通費等実費相当費用は別途ご請求となります

【受入機関(特定技能外国人雇用企業)の届出書類一覧※】

- 在留資格認定証明書交付申請書 / 在留資格変更許可申請書
- 特定技能所属機関の概要書
- 登記事項証明書 / 住民票(個人事業主)
- 役員の住民票 ▶ 決算書(直近2年度)
- 特定技能所属機関に関する労働保険資料(労働保険手続の保管文章等)
- 特定技能所属機関に関する社会保険資料(社会保険手続の保管文章等)
- 特定技能所属機関に関する納税資料(納税証明書等)
- 特定技能雇用契約書と雇用条件書
- 特定技能雇用契約に関わる重要事項説明書
- 特定技能外国人の報酬額が日本人従事者の報酬額と同等以上である説明書
- 入国前に仲介業者等に払った費用等を明確にする文章
- 技能試験合格証明書 / 技能検定3級等の実技試験合格証明書
- 日本語能力試験合格証明書 / 国際交流基金日本語基礎テスト結果通知書
- 特定技能外国人の健康診断書 ▶ 特定技能外国人支援計画書
- 特定技能外国人支援委託契約書(登録支援機関に委託の場合)

※他全70種(法務省HP2019年3月)

特定技能支援実施業務委託サービス

※特定技能支援は義務化されています

初期プログラム設定費 **100,000円(税別)/人**
月額基本料 **月額 25,000円(税別)/人**

※出入国の送迎及び各種機関への同行に伴う交通費及び人件費、印紙等、実費相当費用は別途ご請求となります

【特定技能外国人支援実施内容(義務的支援)】

- 事前ガイダンスの実施 ▶ 出入国する際の送迎
- 適切な住居の確保に係る支援・生活に必要な契約に係る支援
- 生活オリエンテーションの実施 ▶ 日本語学習の機会の提供
- 相談又は苦情への対応 ▶ 日本人との交流促進に係る支援
- 外国人の責めに帰すべき事由によらないで特定技能雇用契約を解除される場合の転職支援
- 定期的な面談の実施、行政機関への定期通報

※特定技能対象産業分野(14業種)対応 ※10か国語365日24時間(一部言語除く)対応 ※全国対応

日本で働くを、もっと身近に!

STAYWORKER

各サービスの流れ

ご担当者様にアカウント登録をしていただき、**STAYWORKER**が外国人のご紹介をさせていただきます。

外国人材紹介サービス



特定技能受入機関申請取次サービス

- 1 企業様からのお問い合わせ
- 2 当社担当者よりサービス説明
- 3 特定技能支援委託契約締結
- 4 貴社及び雇用予定の外国人本人にて申請書類作成
- 5 当社にて申請書類を確認後、双方でチェックを行い当社取次申請資格者が出入国在留管理庁へ提出

※特定技能在留資格の取得を保証するものではありません

★オプションサービス：特定技能受入機関申請代行（当社提携行政書士による申請書作成を承ります）
※貴社と行政書士との直接契約となります

詳細は下記までお問い合わせください。

特定技能支援実施業務委託サービス

- 1 企業様からのお問い合わせ
- 2 当社担当者よりサービス説明
- 3 特定技能支援委託契約締結
- 4 外国人の支援実施開始
- 5 当社にて支援実施状況に係る届出書を出入国在留管理庁へ定期提出



人材紹介:13-ユ-309611
人材派遣:派13-310950
登録支援機関:19登-000555

STAYWORKER お問い合わせ窓口

株式会社 Next Innovation

営業時間 9:30~18:30(土日祝日除く)
TEL 03-6635-8785
Email stay-worker@nexti.jp
URL https://nexti.jp

STAYWORKER サービスページ

無料アカウント登録は「Stay Worker」のサービスページよりアクセスが可能です。
<https://www.stay-worker.com/business/>

